

改正

昭和49年3月30日規則第37号
昭和52年7月1日規則第53号
昭和54年4月1日規則第53号
昭和55年4月1日規則第15号
平成3年3月30日規則第10号
平成4年3月27日規則第22号
平成6年7月29日規則第49号
平成7年3月27日規則第18号
平成10年3月31日規則第24号
平成11年12月20日規則第86号
平成13年3月29日規則第29号
平成16年6月30日規則第59号
平成17年3月31日規則第35号
平成17年3月31日規則第41号
平成18年4月28日規則第57号
平成20年8月22日規則第59号
平成26年3月31日規則第19号
廃止 令和元年11月29日規則第24号

卸売市場条例施行規則をここに公布する。

卸売市場条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 地方卸売市場（第3条—第20条）
- 第3章 その他の卸売市場（第21条—第26条）
- 第4章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項及び条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 地方卸売市場

(地方卸売市場の開設等の許可の申請書の様式及び添付書類)

第3条 条例第3条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の住民票の抄本及び履歴書（住民票の抄本については、役員が県外に住所を有する場
合に限る。）
- (4) 主要な株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載し
た書類
- (5) 最近2年間における事業報告書
- (6) 申請者が卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第57条第1項第1号か
ら第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書類
- (7) 申請者が法第57条第2項に掲げる者に該当しないことを誓約する書類
- (8) 地方卸売市場の用地又は施設を使用する権原があることを証する書類
- (9) 地方卸売市場の平面図及び付近の見取図
- (10) 申請の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書

3 条例第3条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者の住民票の抄本及び履歴書（住民票の抄本については、申請者が県外に住所を有す
る場合に限る。）
- (2) 申請者が法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (3) 前項第5号及び第7号から第10号までに掲げる書類

4 条例第3条第3項において準用する同条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 申請者が法人である場合 当該法人の役員の住民票の抄本及び履歴書並びに第2項第1号、第2号、第4号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる書類

(2) 申請者が個人である場合 申請者の住民票の抄本及び履歴書、第2項第5号、第7号、第9号及び第10号並びに前項第2号に掲げる書類

(事業計画書)

第4条 法第56条の事業計画は、事業計画書（様式第2号）によって作成しなければならない。

(卸売業務の許可の申請書等の様式及び添付書類)

第5条 条例第6条第1項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。

(1) 卸売業務を行おうとする地方卸売市場の開設者との入場に係る契約書の写し

(2) 卸売のための施設の平面図

(3) 第3条第2項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる書類

3 条例第6条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。

(1) 第3条第2項第5号及び第3項第1号から第3号までに掲げる書類

(2) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

4 条例第6条第3項の規定による届出は、転換後の地方卸売市場における卸売業務届出書（様式第3号の2）によってしなければならない。

5 条例第6条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 役員の住民票の抄本及び履歴書

(2) 最近5年間における法第28条の事業報告書

(3) 第3条第2項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号に掲げる書類

(4) 第2項第1号及び第2号に掲げる書類

(地方卸売市場の廃止の許可の申請書の様式)

第6条 条例第9条の申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(卸売業務廃止届の様式)

第7条 条例第10条の規定による届出は、卸売業務廃止届（様式第5号）によってしなければならない

ない。

(開設者等の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請書の様式及び添付書類)

第8条 条例第11条第3項の申請書の様式は、その申請が営業又は事業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合には様式第6号、合併に係るものである場合には様式第7号、分割に係るものである場合には様式第7号の2のとおりとする。

2 条例第11条第4項の規則で定める書類は、その申請が営業又は事業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合には、次に掲げる書類とする。

- (1) 営業又は事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- (2) 営業又は事業の譲受人に関する第3条第2項各号若しくは第3項各号又は第5条第2項各号若しくは第3項各号に掲げる書類

3 条例第11条第4項の規則で定める書類は、その申請が合併に係るものである場合には、次に掲げる書類とする。

- (1) 合併に係る契約書の写し
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人に関する第3条第2項各号又は第5条第2項各号に掲げる書類

4 条例第11条第4項の規則で定める書類は、その申請が分割に係るものである場合には、次に掲げる書類とする。

- (1) 分割計画書又は分割契約書の写し
- (2) 分割により業務を承継した法人に関する第3条第2項各号又は第5条第2項各号に掲げる書類

(相続の認可の申請書の様式及び添付書類)

第9条 条例第12条第2項の申請書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 条例第12条第4項において準用する第11条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- (2) 第3条第3項各号又は第5条第3項各号に掲げる書類（住民票の抄本を除く。）
- (3) 相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者等の地方卸売市場における開設又は卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、当該協議書の写し

(事業報告書の様式)

第10条 条例第13条の事業報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(買受人の名簿の様式)

第11条 条例第14条第2項の名簿の様式は、様式第10号のとおりとする。

(相対取引とすることができる特別の事情がある場合)

第12条 条例第15条第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害の発生
 - (2) 入荷の遅延
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- (せり売又は入札の方法とする特別の事情がある場合)

第13条 条例第15条第3項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- (受託契約約款制定等届の様式)

第14条 条例第17条の規定による届出は、受託契約約款制定等届（様式第11号）によってしなければならない。

(せり人の資格)

第15条 条例第18条第1項の規則で定める資格は、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者又は法若しくは条例の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 買受人又は買受人の役員若しくは使用人である者
- (4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

(せり人届の様式)

第16条 条例第18条第2項前段の規定による届出は、せり人届（様式第12号）によってしなければ

ならない。

2 条例第18条第2項後段の規定による届出は、せり人変更届（様式第12号の2）によってしなければならない。

（業務規程の変更の承認の申請書の様式）

第17条 条例第22条第1項の申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。

（事業計画の軽微な変更）

第18条 条例第23条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1） 地方卸売市場の面積の変更のうち、市場ごとに、その面積の10パーセント以内を増減するもの

（2） 施設の種類、規模、配置又は構造の変更のうち、市場ごとに、生鮮食料品等の保管所若しくは積込所又は駐車場の面積をその10パーセントをこえて増減するもの以外のもの

（事業計画変更届の様式）

第19条 条例第23条第1項の規定による届出は、事業計画変更届（様式第14号）によってしなければならない。

（名称変更等届の様式）

第20条 条例第24条の規定による届出は、名称変更等届（様式第15号）によってしなければならない。

第3章 その他の卸売市場

（その他の卸売市場の開設の届出書の様式及び添付書類）

第21条 条例第30条の規定による届出は、その他の卸売市場開設届（様式第16号）によってしなければならない。

2 条例第30条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 収支予算書及び財産目録

（2） その他の卸売市場の平面図及び付近の見取図

（その他の卸売市場における卸売業務開始届の様式）

第22条 条例第31条の規定による届出は、その他の卸売市場における卸売業務開始届（様式第17号）によってしなければならない。

（その他の卸売市場の廃止の届出書の様式）

第23条 条例第32条の規定による届出は、その他の卸売市場廃止届（様式第18号）によってしなければならない。

(卸売業務廃止届の様式)

第24条 条例第33条の規定による届出は、卸売業務廃止届によってしなければならない。

(事業報告書の様式)

第25条 条例第35条の事業報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(名称変更等届の様式)

第26条 条例第40条の規定による届出は、名称変更等届によってしなければならない。

第4章 雑則

(書類の経由)

第27条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該地方卸売市場又はその他の卸売市場の所在地を所管する県民局長又は県民センター長を経由して提出しなければならない。

(同一内容の書類の省略)

第28条 この規則に基づいて同時に2以上の申請書、届出書又は報告書(以下この条において「申請書等」という。)を知事に提出する場合において、当該申請書等に同一の内容の書類を添付しなければならないこととなるときは、当該書類は、そのいずれかの申請書等に添付し、他の申請書等には、その旨を表示してその添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 魚菜市场条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第53号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

附 則 (昭和49年3月30日規則第37号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年7月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日規則第22号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月29日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に作成している帳要については、平成7年3月31日までの間は、使用できるものとする。

附 則（平成7年3月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第24号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月20日規則第86号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第29号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第59号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第35号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月28日規則第57号）

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成20年8月22日規則第59号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条中卸売市場条例施行規則様式第2号1の注の改正規定（中略）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和元年11月29日規則第24号）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

地方卸売市場開設等許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

地方卸売市場の開設等の許可を受けようとする者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は所在地			
	資本金又は出資の額			
	役員 の 氏 名			
地方卸売市場の概要	名 称			
	所 在 地			
	取扱品目ごとの卸売場の面積	取 扱 品 目	卸 売 場 の 面 積	
業 務 開 始 予 定 年 月 日				

- 注 1 「資本金又は出資の額」及び「役員 の 氏 名」の欄は、法人の場合に記入すること。
 2 「業務開始予定年月日」の欄は、地方卸売市場への転換の許可申請の場合に記入すること。

(A4)

1 施設の現況

区分	敷地	卸売場	買荷 保管所	冷蔵		
				F	C ₁	C ₂
規模	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
				立方メートル	立方メートル	立方メートル
構造						

庫		倉庫	関連 商品売場	事務所	駐車場	その他
C ₃	計					
平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
立方メートル	立方メートル					

注 「冷蔵庫」の欄のうち、Fは冷蔵温度がマイナス20度以下、C₁はマイナス20度を
 超えマイナス10度以下、C₂はマイナス10度を超えマイナス2度以下、C₃はマイナス2度を
 超え10度以下のものをいう。

2 品目ごとの取扱数量及び金額並びに供給対象人口

区分	品目	取扱数量	取扱金額	供給対象人口	
				対象人口	対象市町名
基準年次	野菜	トン	千円	人	
	果実	トン			
	生鮮水産物	トン			
	加工水産物	トン			
	食肉	トン			
	花き	千本			
	その他	トン			
	計	千本 トン			
基準年次から5年度	野菜	トン			
	果実	トン			
	生鮮水産物	トン			
	冷凍水産物	トン			
	加工水産物	トン			
	食肉	トン			
	花き	千本			
	その他	トン			
計	千本 トン				

注 「基準年次」の欄は開設等の許可の申請の日の属する事業年度について、「基準年次から5年度」の欄は開設等の許可の申請の日から起算して5年を経過した日の属する事業年度について記入すること。

3 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(単位 千円)

施設の種類	所要金額	財源			償却又は償還の計画				
		自己資金 (一般財源)	借入金(起債)		年	年	年	年	年
			株式会社 日本政策 金融公庫	その他の 金融機関					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計									

4 施設整備計画（基準年次から5箇年分）

年次	施設の名称	面積	単価	所要金額	施設の構造	備考
		平方メートル	円	円		
計						

地方卸売市場における卸売業務許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

卸売業務の許可を受けようとする者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は所在地	
	資本金又は出資の額	
	役員 の 氏 名	
卸売の業務を行おうとする地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		

注 「資本金又は出資の額」及び「役員 の 氏 名」の欄は、法人の場合に記入すること。

(A4)

様式第3号の2 (第5条関係)

転換後の地方卸売市場における卸売業務届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所在地.....

名 称.....

代表者..... ㊟

卸売の業務を行おうとする者	名称及び代表者の氏名	
	所 在 地	
	資本金又は出資の額	
	役 員 の 氏 名	
卸売の業務を行おうとする地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
業 務 開 始 予 定 年 月 日		

(A4)

地方卸売市場廃止許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

（法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名）

廃止しようとする 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
廃 止 予 定 年 月 日		
廃 止 し よ う と す る 理 由		

(A4)

卸 売 業 務 廃 止 届

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....㊦

（法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名）

卸売業務を行って いる地方卸売市場 （その他の卸売市 場）	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
廃 止 予 定 年 月 日		
廃止しようとする理由		

(A4)

開設者等営業又は事業譲渡認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 譲渡人 住 所.....

氏 名.....㊦

譲受人 住 所.....

氏 名.....㊦

（法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名）

地方卸売市場開設業務 又は卸売業務の別		
営業又は事業の 譲渡に係る 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目	譲 渡 人	
	譲 受 人	
営業又は事業譲渡予定年月日		
営業又は事業の譲渡の理由		

注 譲渡人が2人以上ある場合は、その全員を連記すること。

(A4)

開設者等合併認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 合併に係る法人 所在地.....

名 称.....

代表者.....⑩

合併に係る法人 所在地.....

名 称.....

代表者.....⑩

地方卸売市場開設業務 又は卸売業務の別		
合併に係る 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
合 併 予 定 年 月 日		
合併後存続する法人又は合併 により設立される法人の名称		
合 併 の 理 由		

注 合併に係る法人が2人以上ある場合は、その全員を連記すること。

(A4)

様式第7号の2 (第8条関係)

開設者等分割認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 分割に係る法人 所在地.....

名 称.....

代表者..... ㊟

地方卸売市場開設業務 又は卸売業務の別		
分割に係る 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
分 割 予 定 年 月 日		
分 割 に よ り 業 務 を 承 継 す る 法 人 の 名 称		
分 割 の 方 法 及 び 条 件		
分 割 の 理 由		

注 吸収分割の場合は、分割に係る法人として、分割をする法人と分割により業務を承継する法人を連記すること。

(A4)

開設者等相続認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....⑩

地方卸売市場開設業務 又は卸売業務の別		
相続に係る 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
	申請者との 続 柄	
相 続 開 始 年 月 日		

(A4)

様式第9号 (第10条、第25条関係)

事 業 報 告 書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名)

第1 業務の状況

1 事業の概要

事業の概要	
-------	--

注 事業の概要の記載のある営業報告書等を添付する場合は、「事業の概要」の欄に「別添のとおり」と記入すること。

2 市場の施設、規模等に関する事項

区 分	面 積	構 造	備 考
用 地	平方メートル		
卸 売 場			
買 荷 保 管 所			
冷 蔵 庫			
倉 庫			
関連商品売場			
事 務 所			

駐 車 場			
そ の 他			

注 市場の施設のうち、専用する施設についてのみ記載すること。

3 卸売業務に関する事項

(1) 品目別取扱高

区 分	受 託 販 売			買 付 販 売			合 計		
	数量	金 額	委 託 手数料	数量	金 額	買付販 売損益	数量	金 額	売 上 総利益
野 菜	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
果 実	トン			トン			トン		
生鮮水産物	トン			トン			トン		
冷凍水産物	トン			トン			トン		
加工水産物	トン			トン			トン		
食 肉	トン			トン			トン		
花 き	千本			千本			千本		
そ の 他	トン			トン			トン		
計	千本			千本			千本		
	トン			トン			トン		

(2) 販売の方法

区 分	せり 売 り		入 札 売 り		相 対 売 り		定 価 売 り		計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
野 菜	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
果 実	トン		トン		トン		トン		トン	

生鮮水産物	トン	トン	トン	トン	トン
冷凍水産物	トン	トン	トン	トン	トン
加工水産物	トン	トン	トン	トン	トン
食肉	トン	トン	トン	トン	トン
花き	千本	千本	千本	千本	千本
その他	トン	トン	トン	トン	トン
計	千本	千本	千本	千本	千本
	トン	トン	トン	トン	トン

(3) 買受人の現況

区分	小売業者	加工業者	給食業者	他市場の 卸売業者	その他	計
市(町)						
市(町)						
市(町)						
市(町)						
市(町)						
市(町)						
計						

第2 経理の状況

- | | | |
|---|---------------------------------|--------|
| 1 | 損益計算書 | 別添のとおり |
| 2 | 貸借対照表 | 別添のとおり |
| 3 | 法人である場合には
剰余金処分書又は
欠損金処理書 | 別添のとおり |

受託契約約款制定等届

年 月 日

兵庫県知事 様

卸売業者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名)

受託契約約款の 制定又は変更の別	
内 容	

注 制定された受託契約約款又は受託契約約款の変更の内容が多い場合は、「内容」の欄に「別添のとおり」と記入して、その内容を記載した書類を添付すること。

(A4)

様式第12号（第16条関係）
（表）

せ り 人 届

年 月 日

兵庫県知事 様

卸売業者 住 所.....

氏 名.....㊦

（法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名）

せ り 人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
せりを行う 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
せりを行う品目		

(裏)

せり人の履歴	学歴	
	職歴	

注 せり人1人ごとに作成すること。

(A4)

せり人変更届

年 月 日

兵庫県知事 殿

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

せりを行なう 地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
変 更 の 内 容		
変 更 等 の 年 月 日		
変 更 理 由		

業務規程変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

開設者 住 所.....

氏 名.....㊦

（法人にあつては、所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
変 更 案		
変 更 し よ う と す る 理 由		

注 変更しようとする内容が多い場合は、「変更案」の欄に「別紙のとおり」と記入し、その変更案を記載した書類を添付すること。

(A4)

事業計画変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名)

地方卸売市場	名 称	
	所 在 地	
変 更 の 内 容		
変 更 し た 理 由		

(A4)

様式第15号（第20条、第26条関係）

名 称 変 更 等 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

（法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名）

地方卸売市場 （その他の卸売 市場）	名 称	
	所 在 地	
変 更 の 内 容		
変 更 等 の 年 月 日		
変 更 理 由		

(A4)

その他の卸売市場開設届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあっては、所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

その他の卸売市場	名 称		
	所 在 地		
	資本金又は出資の額		
	役員の名		
開設予定年月日			
取扱品目ごとの卸売場の面積	取 扱 品 目	卸 売 場 の 面 積	
	計		
施 設 の 概 要			

注 1 「資本金又は出資の額」及び「役員の名」の欄は、法人の場合に記入すること。

2 「施設の概要」の欄は、記載事項が多い場合は、「別添のとおり」と記入して、その内容を記載した書類を添付すること。

(A4)

様式第17号 (第22条関係)

その他の卸売市場における卸売業務開始届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名)

卸 売 業 務 を 行 お う と す る 者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住 所 又 は 地 所 在 地	
	資 本 金 又 は 出 資 の 額	
	役 員 の 氏 名	
卸売の業務を行 おうとするその 他の卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
卸 売 業 務 を 行 う た め の 設 備 の 概 要 及 び 従 業 員 数		

注 「資本金又は出資の額」及び「役員の氏名」の欄は、法人の場合に記入すること。

(A4)

その他の卸売市場廃止届

年 月 日

兵庫県知事 殿

届出者 住 所.....

氏 名.....㊦

(法人にあつては、所在地並び
にその名称及び代表者の氏名)

廃止しようとするその他の 卸売市場	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
廃 止 予 定 年 月 日		
廃止しようとする理由		